

手当を振り込みます

福祉課 ☎66・1106

○特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当

5月～7月分を8月10日(火)以降に、受給者指定の金融機関に振り込みます。

○市障害者扶助料

4月～7月分を8月20日(金)以降に、受給者指定の金融機関に振り込みます。
確認してお受け取りください。

愛知県在宅重度障害者 手当の所得状況届を 提出してください

福祉課 ☎66・1106

現在、愛知県在宅重度障害者手当を受給されている方は、毎年、手当を引き続き受けることができるか確認するため、所得状況届を提出する必要があります。受給者あてに郵送された所得状況届を8月11日(水)～9月10日(金)までに提出してください。

なお、税務収納課での証明手続は必要ありません。直接福祉課へ提出してください。

愛知県在宅重度障害者 手当・特別障害者 手当などのご案内

福祉課 ☎66・1106

◆愛知県在宅重度障害者手当

身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳A判定の方、身体障害者手帳3級と療育手帳B判定を併せてもつ在宅の方に支給される手当です。(ただし、平成20年4月1日以降に身体障害者手帳や療育手帳を新たに単独で取得された65歳以上の方は対象外です。)

手当月額

・1種 1万6千100円

・2種 7千円

※1種とは、1Q35以下で、身体障害者手帳1・2級の方です。それ以外の方は2種です。

支給月 4月・8月・12月

◆特別障害者手当

20歳以上で、日常的に常時介護を必要とする在宅の方に支給される手当です。身体障害者手帳1・2級程度の障がい(2つ以上ある方、1Q35以下で身体障害者手帳1・2級程度の障がいがある方、身体障害者手帳1・2級程度の肢体不自由の方で常時介護を

必要とする方などが対象となり、認定には診断書による審査があります。
施設入所や3カ月以上継続して入院をした場合は資格喪失となります。

支給月 2月・5月・8月・11月

◆障害児福祉手当
20歳未満で、日常的に常時介護を必要とする在宅の方に支給される手当です。身体障害者手帳1・2級程度の肢体不自由の方、1Q20以下の方などが対象となり、認定には診断書による審査があります。施設入所をした場合は資格喪失となります。

支給月 2月・5月・8月・11月

◆各手当共通事項
所得制限により支給停止となる場合があります。

支給月 2月・5月・8月・11月

支給月 2月・5月・8月・11月

寝具洗濯乾燥消毒サービス

長寿課 ☎66・1105

とき 9月中

対象 市民税非課税世帯で

次のいずれかに該当する方
○65歳以上の寝たきりの方
またはひとり暮らしの方

○重度心身障害者(身体障害者1・2級および療育手帳A判定)の方

内容 対象者が普段使用している、敷布団・掛布団・毛布(各1枚まで、合計3枚以内)の洗濯乾燥消毒をします。(ただし、木綿、羊毛、羽毛布団に限ります。)

費用 無料

申し込み 8月20日(金)までに対象者の印鑑を持参の上、長寿課へ。

蒲郡のおもてなしにご参加ください

—蒲郡市民と観光客をインターネットで結ぶ—

蒲郡市観光協会では、インターネットを使って、さらなる観光誘致についての取り組みを開始しました。

蒲郡市をもっと多くの方に知っていただくために、市民の皆さんにも蒲郡の観光情報の発信に、ご協力をお願いしたいと思います。みんなで蒲郡市を盛り上げましょう!

観光協会公式 Twitter —アナタの今をつぶやいてください!—

<http://twitter.com/gamagorikanko>

蒲郡市観光協会を皆さんでフォローしてください!

Twitter公式サイト ⇒ <http://twitter.com/>

観光協会公式ブログ

<http://gamagori.sblo.jp/>

がまごおりオールスターズと蒲郡を紹介してください!



問合せ

蒲郡市観光協会ニューメディア対策室 ☎66・6255

観光課 ☎66・1120